

鳥取看護大学における研究費の使用に関する行動規範

鳥取看護大学は、公的性格に有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動を行動規範として以下のとおり定める。

本学の研究者（研究に関わる学生を含む）及び事務職員（以下「構成員」という）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、研究費が本学の管理する資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は研究費の使用にあたり取引業者との関係において社会から、疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。